



大島

和 輪 話

共同実施だより第3号
R7. 10. 21

発行：大島中学校区グループ



こんにちは!気づけばもう10月。焼き芋が恋しい季節になってきました。
今回の事務だよりは「**サービスについて**」と「**旅行命令簿の記入について**」です。
「あれ、どうだったっけ?」と思った方、ぜひ目を通してみてください。



サービスについて



詳しくは
県HPへ



○育児関係○ (令和7年4月1日より)

「子の看護休暇」→子の行事参加

入園・卒園式

入学式

卒業式

その他これに準ずる式典
もOKになりました 🍄



○パートナーシップ宣誓制度○ (令和6年9月1日より)

山口県に対し、
双方がお互いのパートナー
であることを宣誓し、
山口県は宣誓書を
受領したことを証明する制度です 🍎



上記のパートナーがいる場合
に利用できる休暇制度や支給
できる手当等

□ 対象となる休暇制度

- ・結婚休暇
- ・妻の出産補助休暇
- ・男性の育児参加休暇
- ・介護休暇 短期の介護休暇
介護時間
- ・忌引き休暇
- ・配偶者及び子の祭日



□ 対象となる手当

諸手当

- ・扶養手当
- ・住居手当
- ・単身赴任手当
- ・退職手当

旅費

- ・移転料
- ・扶養親族移転料

○病休について○



負傷または疾病のため療養する
必要があり、勤務しないことが
やむを得ないと認められる場合
における休暇のことです 🍄

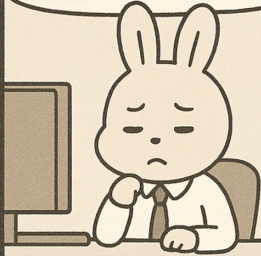
※周防大島町のサービス規程では
病気休暇の申請をするときは、
**医師の診断書を校長に提出しな
ければならない**となっています。
このことから病院に行かず自宅
で療養する場合は病気休暇には
該当しないと思われます 🍄





勤務の割振りについて

今日は17時からSSWとの打ち合わせかあ…

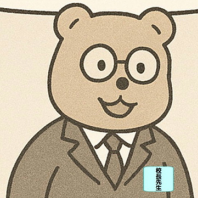


これって“回復でとれる”のかな～？



回復という言葉はありません

それは4週間以内に勤務の割振りに対応します



前日までに校長先生が明示します


わーいよかった～



ワーク・ライフ・バランスが仕事の活力につながるよね！



○旅行命令簿の記入について○

以下の項目について、 改めてご確認ください

- ①出張に行く際、事前に旅行命令簿に記入していますか？
(発令日は旅行命令が発令された日です)
- ②出張が終わったら速やかに復命を記入し提出していますか？
(復命は研修の日程だけでなく、研修の内容や研修後の感想、留意事項など具体的な内容を記入しましょう)



発令月日が前後しないように

正式名称を記入しましょう

旅費の計算に必要です必ずチェックをしましょう

旅行命令簿	表	裏	備考
旅行命令簿	表	裏	備考
旅行命令簿	表	裏	備考
旅行命令簿	表	裏	備考

押印見直しにより、確認欄がサインでも可になっていますが命令時に押印した場合には訂正や復命時にも押印を。命令時にサインをした場合は訂正時や復命時にもサインをしましょう。旅行命令だけでなく、他の書類でも同様です。

※旅費の支給については、文書をよく確認してください

例：町のステップアップセミナー

「旅費を口座振替にてお支払いします。
各校の事務担当者に依頼して、学校から研修会場までの旅費精算書を作成し、プリントアウトした紙媒体に債権者コードを記入し、当日ご持参ください」と書かれています



参加が決まったら、速やかに事務担当者に依頼しましょう！

